



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1494	電子計算組織運用管理業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(情報政策課).....	2
1495	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	3
1496	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	4
1497	生活保護法による医療機関の指定	(福祉保健総務課).....	5
1498	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し	(障害福祉課).....	5
1499	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	( " ).....	5
1500	"	( " ).....	5
1501	"	( " ).....	6
1502	"	( " ).....	6
1503	"	( " ).....	6
1504	"	( " ).....	6
1505	"	( " ).....	7
1506	"	( " ).....	7
1507	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	7
1508	九度山町安田島土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	8
1509	保安林の指定	(森林整備課).....	9
1510	昭和62年和歌山県告示第178号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分)の一部改正	(水産振興課).....	9
1511	土地収用法に基づく手続の開始	(用地対策課).....	9
1512	道路の区域変更	(道路保全課).....	10
1513	"	( " ).....	10
1514	道路の供用開始	( " ).....	11
1515	道路の区域変更	( " ).....	11
1516	道路の供用開始	( " ).....	11
1517	道路の区域変更	( " ).....	12
1518	道路の供用開始	( " ).....	12
1519	道路の区域変更	( " ).....	12
1520	道路の供用開始	( " ).....	13
1521	宅地建物取引業者の免許の取消し	(公共建築課).....	13
1522	和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)の一部改正	(総務事務集中課).....	13
1523	和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成24年和歌山県告示第340号)の一部改正	( " ).....	14

### ○ 訓令

*15	和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令	(管財課).....	14
-----	------------------------	------------	----

## ○ 公告

入札公告

(情報政策課) . . . . . 15

## 告 示

## 和歌山県告示第1494号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、電子計算組織運用管理業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 入札に付する業務の名称

電子計算組織運用管理業務

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加できる者は、資格審査申請時点において、次に掲げる要件をいずれも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条第1号から第10号までに掲げる条件を満たす者であること。
- (5) 3の（1）のシに掲げる業務計画書において、和歌山県が示す仕様書に基づき適正に業務を遂行できると認められる業務計画書を提出した者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

オ 役員等に関する調書

カ 使用印鑑届

キ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

ク 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する全税目

コ 誓約書

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

シ 和歌山県が示す仕様書に対する業務計画書

- (2) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからケまでの書類の提出に代えることが

できる。

- (3) (1) のア、イ、ウ、オ、カ、コ及びサに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成24年12月28日（金）から平成25年1月11日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成25年1月16日（水）午後4時までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号  
和歌山県庁南別館5階  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

##### (2) 日時

平成25年1月8日（火）午後1時30分から

#### 5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成25年1月4日（金）から同月16日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

#### 6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1号  
和歌山県庁南別館4階  
郵便番号 640-8262  
電話番号 073-441-2404  
ファクシミリ番号 073-428-1136

#### 7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成25年1月29日（火）までに通知する。

#### 9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成25年1月31日（木）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、当該説明を求めた者に対して平成25年2月4日（月）までに書面により行うものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

#### 和歌山県告示第1495号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年2月12日まで縦覧に供する。

平成24年12月28日

- 1 申請年月日  
平成24年12月11日
- 2 名称  
特定非営利活動法人Webleaf
- 3 代表者の氏名  
富山亮
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県有田市箕島940番地1
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民、医療・福祉サービス事業者及び利用者、及び不特定多数に対して、ウェブサイト（インターネット）による地域情報（医療・福祉施設、防災情報・マップ、文芸・スポーツ団体、イベントなど）の提供に関する事業を行い、地域の活性化を推進し、安全と利便性を向上させる事に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第1496号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成24年12月18日指定した。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
月 刊 誌	BLACK BOX 1月号	17843-1	マイウェイ出版
月 刊 誌	お宝ガールズ 1月号	02257-01	コアマガジン
月 刊 誌	エキサイティングマックス! 1月号	02092-1	ぶんか社
月 刊 誌	EXciter 12月号	01977-12	サン出版
月 刊 誌	実話ナックルズ 1月号	04877-1	ミリオン出版
月 刊 誌	実話BUNKAタブー 1月号	05375-01	コアマガジン
月 刊 誌	黄金のGT 1月号	12259-01	晋遊舎
月 刊 誌	裏モノJAPAN 1月号	01805-1	鉄人社
月 刊 誌	アジア王 1月号	11403-1	マイウェイ出版
雑 誌	タトゥー・バースト 1月号	15975-01	コアマガジン
コミック	drapドラ 1月号	16695-01	コアマガジン
コミック	BOY'Sピアス 1月号	18161-01	ジュネット
コミック	絶対恋愛Sweet 1月号	15557-01	笠倉出版
コミック	ayaアヤ 1月号	18815-01	宙出版

## 指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若

しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 和歌山県告示第1497号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新歯 49-24	福辻歯科医院	新宮市徐福1-1-12	平成 24.11.14

## 和歌山県告示第1498号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者の指定を次のとおり取り消したので、同法第51条の規定に基づき公示する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業 所 番 号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	取 消 年 月 日
3011700 055	株式会社和通	ケアランド紀の川	和歌山県紀の川市豊田43-5	居宅介護	平成 24.12.5

## 和歌山県告示第1499号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の 名 称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日	指 定 の 有効期限
3012250 332	ホームヘル パー夢愛美	田辺市湊1184-1 5	居宅介護・ 重度訪問介 護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	株式会社夢 愛美	田辺市湊1184-1 5	平成 24.8.1	平成 30.7.31

## 和歌山県告示第1500号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の 名 称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日	指 定 の 有効期限
3012410 209	介護センタ ーすもも	西牟婁郡上富田 町岩田1533-1	居宅介護・ 重度訪問介 護	身体障害者 知的障害者	株式会社す もも	西牟婁郡上富田 町岩田1533-1	平成 24.9.1	平成 30.8.31

			護	精神障害者				
--	--	--	---	-------	--	--	--	--

## 和歌山県告示第1501号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3011800 277	訪問介護ステーション つくしの里	岩出市中迫665	居宅介護・ 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	社会福祉法人和歌山つくし会	和歌山市吉礼八 ツ井486番地1	平成 24. 10. 1	平成 30. 9. 30

## 和歌山県告示第1502号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3011400 383	ニチイケアセンター黒江	海南市船尾213-1 新前田ビル2F	居宅介護・ 重度訪問介護・ 同行援護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区 神田駿河台二丁目9番地	平成 24. 11. 1	平成 30. 10. 31

## 和歌山県告示第1503号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3012250 050	ケアサポート・ゆにおん	田辺市新庄町11 0番地1	同行援護	身体障害者 障害児	株式会社ライフサポートゆにおん	田辺市新庄町11 0番地1	平成 24. 11. 1	平成 30. 10. 31

## 和歌山県告示第1504号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所	事業所の		障害福祉	主たる対象	事業者の	事業者の主たる	指 定	指 定 の

番号	名称	事業所の所在地	サービスの種類	とする障害種別	名称	事務所の所在地	年月日	有効期限
3012520 189	NPO法人 くまさん	串本町潮岬207 番地の1	居宅介護・ 重度訪問介 護・同行援 護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	特定非営利 活動法人く まさん	串本町潮岬207 番地の1	平成 24.11.1	平成 30.10.31

## 和歌山県告示第1505号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012520 197	みはまヘル パーステー ション	串本町西向1480 -56	居宅介護・ 重度訪問介 護・同行援 護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	有限会社み はま介護セ ンター	三重県南牟婁郡 御浜町下市木37 31-2	平成 24.11.1	平成 30.10.31

## 和歌山県告示第1506号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011400 391	ケアセンタ ーおたっし ゃ倶楽部海 南事業所	海南市藤白169	居宅介護・ 重度訪問介 護・同行援 護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	和歌山高齡 者生活協同 組合	和歌山市中之島 782	平成 24.12.1	平成 30.11.30

## 和歌山県告示第1507号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見及び同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) イオンモール和歌山

和歌山市中580番地3 他

## 2 意見の概要

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守し、廃棄物の減量化及び再資源化に取り組む周辺環境に影響を与えないよう努めてください。

(2) 騒音規制法、振動規制法及び和歌山県公害防止条例を遵守し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。

なお、近隣からの騒音対策等の要望があれば、必要に応じて対策を講じてください。

- (3) 大気汚染防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法を遵守し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。
- (4) 廃棄物処理法、建設リサイクル法を遵守し工事を施工し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。
- (5) 屋外広告物条例を遵守し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。
- 3 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課（和歌山市七番丁23番地）
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 平成24年12月28日から平成25年1月28日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第1508号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により九度山町安田島土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**1 退任した役員（平成24年9月19日退任）**

職名	氏名	住所
理事	上西悟	伊都郡九度山町大字九度山1637番地
理事	中谷裕一	伊都郡九度山町大字九度山890番地
理事	坂本佳久	伊都郡九度山町大字入郷59番地
理事	山本恵造	伊都郡九度山町大字慈尊院124番地
理事	大高範昭	伊都郡九度山町大字九度山1672番地
理事	深瀬昌宏	伊都郡九度山町大字九度山1618番地
理事	山下晴夫	伊都郡九度山町大字椎出852番地
理事	岡本豊	伊都郡九度山町大字九度山1174番地
理事	前賀代子	伊都郡九度山町大字九度山11番地の2
理事	水落均	橋本市学文路539番地
監事	関口忠男	伊都郡九度山町大字九度山1539番地の2
監事	西峰清澄	伊都郡九度山町大字中古沢314番地

**2 就任した役員（平成24年9月20日就任）**

職名	氏名	住所
理事	山本勉	橋本市胡麻生700番地の36
理事	岡本健児	伊都郡九度山町大字九度山1552番地
理事	中西雅也	伊都郡九度山町大字慈尊院332番地
理事	今西勇	橋本市学文路476番地の3
理事	米澤正美	伊都郡九度山町大字九度山1453番地
理事	前田和祥	伊都郡九度山町大字九度山1412番地
理事	三浦隆文	伊都郡九度山町大字九度山1132番地1
理事	辻優	伊都郡九度山町大字九度山343番地
理事	志野悦司	伊都郡九度山町大字入郷546番地
理事	木瀬憲和	伊都郡九度山町大字九度山1332番地2
監事	川合政一	伊都郡九度山町大字椎出878番地

監事 岩崎早利 橋本市高野口町小田596番地の3

**和歌山県告示第1509号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 西牟婁郡上富田町岡宇小郷2055の2・2055の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1510号**

昭和62年和歌山県告示第178号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分）の一部を次のように改正する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
由良町漁業協同組合の地区	日高郡由良町神谷に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	神谷一本釣
	日高郡由良町神谷に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業	神谷曳縄
	小型定置網漁業	由良町小型定置
	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち神谷一本釣、神谷曳縄及び由良町小型定置加入区の区分に属さない漁業	由良町漁業協同組合その他

**和歌山県告示第1511号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定による申立てがあったので、同法第34条の3の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 起業者の名称 国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社

- 2 事業の種類 一般国道24号改築工事(京奈和自動車道「紀北西道路」・和歌山県紀の川市枇杷谷字東谷口地内から和歌山市弘西字宮ノ前地内まで)及びこれに伴う附帯工事並びに農業用道路付替工事並びに高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線改築工事(和歌山ジャンクション(仮称))
- 3 手続が開始される土地
- (1) 収用の手続が開始される土地  
和歌山県和歌山市湯屋谷小野山国有林、中筋日延字山新田、湯屋谷字山ノ下、谷字石引谷及び字宮山並びに上黒谷字池ノ谷、字池ノ原及び字奥垣内地内
- (2) 使用の手続が開始される土地  
和歌山県和歌山市湯屋谷小野山国有林、中筋日延字山新田、湯屋谷字山ノ下、谷字石引谷及び字宮山並びに上黒谷字池ノ谷、字池ノ原及び字奥垣内地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所  
和歌山県和歌山市役所

和歌山県告示第1512号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 滝切目停車場線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
日高郡印南町大字島田字坊丈14番地先から同町大字島田字汐入1178番3地先まで	旧	3.20 } 10.60	2051.00	印南町道名杭線東線に移管
日高郡印南町大字西ノ地字門前2330番2地先から同町大字島田字汐入1178番3地先まで	新	17.00 } 24.80	2844.50	県道古井西の地線と重用 国道42号と一部区間重複 L=671.50

和歌山県告示第1513号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考

日高郡美浜町大字和田字蔵垣内1020番地先から同町大字和田字松原1138番443地先まで	旧	5.47 } 6.43	447.35	
同上	新	10.25 } 18.24	323.61	

**和歌山県告示第1514号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡美浜町大字和田字蔵垣内1020番地先から同町大字和田字松原1138番443地先まで

で

供用開始の期日 平成24年12月28日

**和歌山県告示第1515号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 柏御坊線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡美浜町大字和田字松原1138番251地先から同町大字和田字松原1138番205地先まで	旧	5.58 } 6.32	76.27	
同上	新	11.95 } 18.24	104.20	

**和歌山県告示第1516号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 柏御坊線

供用開始の区間 日高郡美浜町大字和田字松原1138番251地先から同町大字和田字松原1138番205地先まで

供用開始の期日 平成24年12月28日

## 和歌山県告示第1517号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高町大字産湯字平田25番1地先から同町大字産湯字平田5番2地先まで	新	9.00 } 12.20	86.55	

## 和歌山県告示第1518号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡日高町大字産湯字平田25番1地先から同町大字産湯字平田5番2地先まで

供用開始の期日 平成24年12月28日

## 和歌山県告示第1519号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高町大字産湯字森後229番4地先から同町大字産湯字平田24番1地先まで	旧	6.20 } 7.85	230.00	
同上	新	10.95 } 18.25	230.00	

**和歌山県告示第1520号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡日高町大字産湯字森後229番4地先から同町大字産湯字平田24番1地先まで

供用開始の期日 平成24年12月28日

**和歌山県告示第1521号**

次の宅地建物取引業者については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定により、平成24年12月10日にその免許を取り消したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 商号 株式会社センターホーム
- 2 代表者氏名 中西康仁
- 3 主たる事務所の所在地 橋本市市脇1-3-2
- 4 免許証番号 和歌山県知事（1）第3596号
- 5 免許年月日 平成21年1月23日

**和歌山県告示第1522号**

和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）の一部を次のように改正する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第3条第10号中「ア又はイ」を「アからカまで」に改め、同号に次のように加える。

ウ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者

エ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者

オ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者

カ エ又はオのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者

第7条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 知事は、申請者が公共機関の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、それについて不起訴若しくは無罪の判決が確定していない者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者である場合には、資格審査を保留し、その旨を文書により通知する。

4 前項の通知を受けた者は、その容疑について不起訴又は無罪の判決が確定した場合には、その事実を証する書面を添付してその旨を申し出るものとする。

第10条第1項第1号中「第7条第3項第2号から第4号まで」を「第7条第5項第2号から第4号まで」に改める。

附 則

この要綱は、平成24年12月28日から施行する。

### 和歌山県告示第1523号

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の一部を次のように改正する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第3条第11号中「ア又はイ」を「アからカまで」に改め、同号に次のように加える。

ウ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者

エ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者

オ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者

カ エ又はオのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者

第8条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 知事は、申請者が公共機関の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、それについて不起訴若しくは無罪の判決が確定していない者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者である場合には、資格審査を保留し、その旨を文書により通知する。

5 前項の通知を受けた者は、その容疑について不起訴又は無罪の判決が確定した場合には、その事実を証する書面を添付してその旨を申し出るものとする。

第11条第1項第1号中「第8条第4項第2号及び第3号」を「第8条第6項第2号及び第3号」に改める。

附 則

この要綱は、平成24年12月28日から施行する。

## 訓 令

### 和歌山県訓令第15号

庁 中 一 般

各 か い

和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県公有財産事務規程(平成10年和歌山県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第14条中「き損し」を「毀損し」に、「財産滅失(き損)報告書」を「財産滅失(毀損)報告書」に改める。

第26条の2第2項中「又は見積合わせ」を「、見積合わせ又は企画競争」に改める。

第27条第2項中「同項第2号及び第5号」を「同項第2号、第5号又は第6号」に改める。

第29条の2第1項中「前条第1項第3号から第7号」の次に「まで」を加える。

別記第4号様式中「財産滅失(き損)報告書」を「財産滅失(毀損)報告書」に、「(き損)した」を「(毀損)した」に、「(き損)年月日」を「(毀損)年月日」に、「(き損)の」を「(毀損)の」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年12月28日から施行する。

## 公 告

### 入 札 公 告

電子計算組織運用管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成24年度

(2) 業務名

電子計算組織運用管理業務

(3) 業務委託の内容

入札説明書による。

(4) 業務実施場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(5) 履行期間

平成25年2月12日(火)から平成27年3月31日(火)まで

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年和歌山県告示第1494号に規定する電子計算組織運用管理業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

#### 3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(2) 日時

平成24年12月28日（金）から平成25年1月11日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成25年1月16日（水）午後4時までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

(2) 日時

平成25年1月8日（火）午後1時30分から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

5の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成25年2月6日（水）午後1時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成25年2月6日（水）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課へ必ず到着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない

場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 契約書の要否

要

#### 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2404

ファクシミリ番号 073-428-1136

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

#### 15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products / services to be purchased :

Operation and operation accompanying work of computer system

- (2) Date / time of bidding :

1:30 p.m. 6 February 2013 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 6 February 2013)

(3) Inquiries :

Information Policy Division of Wakayama Prefectural Government ,

1-1 Komatsubara-dori Wakayama City, 640-8585 Japan

TEL 073-441-2404

FAX 073-428-1136